

## 61—02 P D T

**拒絶査定不服審判の当事者****1. 審判請求人**

(1) 審判請求人は、拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、§ 68④、商附 § 13）（注）。

（注）

ア 拒絶をすべき旨の査定を受けるのは、特許出願人すなわち特許を受ける権利を有する者である。

イ 特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特 § 132③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(2) 共同出願人の一部の者がした審判請求の取扱い（→22—03 の 3. (1)）

**2. 参加**

拒絶査定不服審判については、参加（特 § 148、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）及び参加の申請（特 § 149、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）の規定は適用されない（→61—06 の 9. 、→21—08 の 1. (11)）。

（改訂 H27. 2）